

募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針

1. 当社は、募集もしくは売出し（目論見書又は会社内容説明書を作成するものに限り、以下同じ。）の取扱い又は売出しに係る株式等（以下「募集株式等」といいます。）を取扱うにあたり、発行者と投資者のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ多様な商品を適切に提供することを旨として業務を行っております。
2. 当社は、取扱う案件ごとに、投資者の購入意向を測るための需要調査期間を定め、適切な募集等を行うとともに適切かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社は、需要調査期間において、必要に応じて、個人等の「一般投資家」および「機関投資家」のそれぞれの属性のお客様から購入意向を確認させていただきます。募集株式等のお客様への配分につきましては、次に掲げる方針に従って行うことといたします。よって、必ずしも購入意向に添えないことがございますので予めご了承ください。
 - (1) 適合性の原則に従ってお客様の証券投資における知識・経験・資力などに応じた勧誘を行いつつ、需要調査期間に購入意向を確認させていただいたお客様を含め、条件決定後の申込期間において、購入のご判断がいただけるお客様を対象とさせていただきます。
 - (2) 一般投資家のお客様への配分につきましては、抽選によって配分先を決定する場合を除き、社内規則や適合性の原則を鑑み以下のポイントにそって、お客様の状況を総合的に勘案した上で行うことを基本方針としております。
 - ◇ 投資する商品のリスクに適合した資産状況であること
 - ◇ 中長期的な投資を行うことが可能な資金による投資を行っていただけること
 - ◇ 過去の案件における配分状況が過度に集中していないこと
 - ◇ 当社とのお取引を中心に資産運用を行っていただいていること
 - ◇ 当社とのお取引の維持拡大が期待できること
 - (3) 日興イーリートレードで取扱う募集株式等につきましては、日興イーリートレードより、お客様自らのご申告なされた購入意向（抽選希望）を対象として、当社取扱い数量のうち一部数量を機械的な抽選（一部抽選）によって適正に配分いたします。一部抽選の具体的な手順は次の通りといたします。

【新規上場に係る募集株式等の場合】

- ① お取引コースが総合コースおよびダイレクトコースのお客様を対象として、同一条件・同一確率の一部抽選（同率抽選）を行い、同率抽選に付す数量は、当社で一般投資家のお客様へ配分する数量の10%を目処といたします。また、可能な限り多数のお客様へ配分が行われるよう一部抽選による当選数量の上限は、一投資単位とします。
- ② 同率抽選では、一人のお客様からの申告に対し、機械的に一つの乱数を付番いたします。
- ③ 当選者の確定方法は、付番した乱数を小さい数値の順に並べ替え、一部抽選の配分数量に達したところまでを当選といたします。

【その他の募集株式等の場合】

- ① お取引コースがダイレクトコースのお客さまを対象として、抽選希望の数量に応じた確率の一部抽選（比例抽選）を行い、対象銘柄、比例抽選に付す数量や当選数量の上限は、その都度、当社が定めるものといたします。
- ② 比例抽選では、一人のお客様からの申告に対し、機械的に一投資単位につき一つの乱数を付番いたします。
- ③ 当選者および当選数量の確定方法は、付番した乱数を小さい数値の順に並べ替え、一部抽選の配分数量に達したところまでを当選といたします。

いずれの場合も、日興イーリートレードにおけるお客様の専用画面において、抽選後すみやかに抽選結果を表示するとともにお客様が登録なさっている電子メールのアドレス宛に抽選結果の配信を行います。なお、次に掲げる場合には、一部抽選に付す割合を引き下げる或いは中止することがありますので予めご了承ください。

- イ. 抽選希望の数量が、当社が規定する一部抽選に付す予定の数量に満たない場合
- ロ. システム障害等により一部抽選に係る事務処理を遂行することが出来ない場合

- (4) 募集株式等の一部抽選以外の一般投資家のお客様への配分につきましては、申込期間において購入のご判断をいただけるお客様を対象として、3.(2)の方針に沿った配分を行うことといたします。とくに新規上場に係る募集株式につきましては、過度な集中配分とならないよう、個人のお客様一人当たりの平均配分株数が、抽選による一人当たりの平均当選株数の10倍以内となるような配分を心がけることといたします。
- (5) 当社では、一人のお客様の購入意向のご申告は、一つのみとさせていただきます（機関投資家を除く）。一部抽選による配分をご希望の個人のお客様は、日興イーリートレードより購入意向をご申告ください。

- (6) 機関投資家のお客様への配分につきましては、お客様の申込条件や需要調査に対する反応度、参加の積極性、商品に対するリスクの認識度、当社との取引状況（取引頻度、取引期間、新規のお客様か否か等）、投資スタンス（長期保有目的か否か、円滑な流通市場形成に寄与し得るか否か）等を総合的に勘案し、適切な配分に努めます。なお、機関投資家のお客様からいただいた購入意向の申告状況は、原則として、募集株式等の価格等の決定に際して利用いたします。
- (7) 広く円滑な販売の遂行を図る上で必要があるときは、3.(2)の方針を鑑みつつ、抽選希望を申告されていた個人のお客様や需要調査期間に購入意向の申告をなさっていないお客様なども対象として申込期間において購入のご判断をいただけるお客様に対し配分を行います。
- (8) 一部抽選以外で購入意向の申告をなさっていたお客様に対し配分が行われなかった場合、その旨について特段のご連絡はいたしませんので、予めご了承ください。
4. 募集株式等の配分を行った場合、日本証券業協会（以下「協会」といいます。）が規則等で定める機関投資家等（銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人、保険会社、企業年金連合会、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号の非居住者）に該当する法人のお客様のお名前とご購入数量の情報については、当該募集株式等の引受に係る主たる金融商品取引業者が取りまとめたうえで、当該募集株式等の発行者に提供いたします。
5. 当社で取扱う各案件の情報につきましては、当社のホームページの商品案内のコーナーにてお知らせしております。なお、案件固有の配分条件などにより当社が表明している配分方針と異なる方針で配分を行う必要がある場合、上記商品案内のコーナーにある該当案件の情報欄において、その旨のお知らせをいたします。
6. 募集株式等の取扱いにあたっては、お客様の損失の補填、または利益を追加する目的で配分を行わない等、金融商品取引法や協会の規則など、関係法令・規則を遵守することはもとより、次に挙げる者への配分を行わないこととします。
- ① 発行者が指定する者（協会が規則等で認める者を除きます。）
 - ② 暴力団員および暴力団関係者、いわゆる総会屋等、社会的公益に反する行為をなす者
 - ③ 当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生ぜしめる者
- 更に、募集株式等を適切かつ公正に配分するため、同一のお客様への過度な集中配分を行わないこと、発行者の特別利害関係者、大株主、役社員及びそれら関係者への優先的な配分を行わないこと、あるいは、配分に併せて他の金融商品の購入を不当に強制するなど不適切な配分を行わないことなどについて社内規則に明記し遵守に努めてまいります。
7. 当社といたしましては、以上のような配分の基本方針に則り、発行者の円滑な資金調達活動に貢献しつつ、募集株式等の適切かつ公正な配分を通じて投資者の裾野を拡大し、市場の健全な発展に寄与してまいり所存であります。

以上

(2015年8月)

手数料等について

- ・ 募集株式等を取得する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 購入対価のお支払いにあたり、円貨と外貨、または異なる外貨へ交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

リスク等について

- ・ 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動や募集株式等の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって、損失が生じるおそれがあります。また、募集株式等のうち、他の種類株式等の財産に転換される（できる）旨の条件や権利が付されている場合においては、転換後の当該財産の価格や評価額が投資元本を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。なお、新株予約権等が付された募集株式等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
- ・ 募集株式等のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- ・ 発行者の判断により募集等が中止された場合、募集株式等は交付されません。なお、お支払いいただいた購入対価（申込証拠金）相当額については、事務手続きが完了しだい速やかに、預り金としてお客様口座に返還いたしますが、その間の利息は付されません。
- ・ ご投資に関する最終決定は、契約締結前交付書面や目論見書の内容をよくご確認のうえ、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

商号等/SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会